

生徒会会則

- 第 1 条 本会は、鹿児島県立山川高等学校生徒会と称し、本校の生徒をもって組織する。
- 第 2 条 本会は、生徒の自由と責任に基づいて、自主自立の行動を通じて、民主的態度を堅持し、文化的共同生活により、明朗な学園を作り、福祉を増進することを目的とする。
- 第 3 条 本会の最高責任者は、本校校長とし、本校の教職員を顧問とする。
- 第 4 条 教職員は、本会の総会及び代議員会、その他すべての会議に出席し、議題の提案あるいは発言をすることができる。
- 第 5 条 本会には、次の機関を設置する。
① 生徒総会 ② 執行委員会 ③ 代議員会 ④ クラス生徒会
⑤ 予算委員会 ⑥ 部会 ⑦ 専門委員会 ⑧ 行事等委員会
- 第 6 条 本会には、次の役員を設置する。
① 会長 1名 ② 副会長 2名 ③ 理事 4名
(以上を執行委員とする。)
④ 会計監査委員 2名
- 第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 第 8 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合には、これを代行する。又、記録を担当する。
- 第 9 条 理事は、本会の会計事務と各専門委員会(美化、体育、学習、保健、文化、図書)の業務を分担し、委託された任務を遂行する。
- 第 10 条 正・副議長は、出席者の互選により選出し、生徒総会及び代議員会の司会を行う。
- 第 11 条 会計監査委員は、本会の会計監査を行い、毎学年 1 回会員に会計監査報告を行う。
- 第 12 条 第 6 条に規定した役員の任期は、1 年とし、10 月 1 日に始まり、翌年 9 月末日を以て終了する。
- 第 13 条 執行委員は、原則として他の役員を兼任できない。
- 第 14 条 生徒会役員選挙を次のように定める。
1 生徒会執行委員の会長・副会長・理事を次のように配分する。
会長 1名
副会長 2名
理事 4名
2 1・2 年各クラスより 1 名以上立候補し、投票により上位 3 名を当選とする。
3 会長・副会長は、当選者の互選により決定し、校長がこれを任命する。
4 理事は、会長・副会長が推薦し、校長がこれを任命する。
5 会計監査委員は、生徒会役員選挙の後、園芸工学・農業経済科、生活情報科より各 1 名を選出し、生徒会の承認を得るものとする。
- 第 15 条 本会に規定する役員の辞任を要求するときは、各選出母体の会員の過半数の承認を必要とする。
- 第 16 条 生徒総会は、全会員を以て構成し、本会の最高議決機関である。生徒総会は、全会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成をもって可決する。なお、総会に付議する事項は、次の通りとする。
1 予算案及び決算の承認
2 規約の制定及び改廃
3 役員承認
4 代議員会から提出された議案
5 本会の発展、向上のために、特に重要と認められた事項
- 第 17 条 生徒総会は、毎学年 1 回開催することを原則とする。ただし、代議員会の要求、全会員の 2 分の 1 以上の要求があった場合、または学校当局の依頼があった場合は、臨時総会を開催する。
なお、総会の期日は、少なくとも 2 日前までに公示しなければならない。
- 第 18 条 執行委員会は、本会の最高執行機関である。
- 第 19 条 執行委員会は、本会の執行委員をもって構成する。
- 第 20 条 代議員会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

- 第21条 代議員会は、各クラスの責任ある総務・副総務と執行委員とで構成する。代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数の賛成をもって可決する。
- 第22条 執行委員は、採決の時の議決権は有しない。
- 第23条 代議員会に付議される事項は、次の通りとする。但し、これらの各事項は、つぎの総会において代議員会の議決に対する責任を負う。
- 1 総会の決議事項の運営
 - 2 総会に提出する議題の検討
 - 3 役員選出に関する事項
 - 4 緊急な事項についての処理内容(この案件は、次期総会で承認を得る)
- 第24条 代議員会の決議事項は、各クラスの代議員が会員に報告する。
- 第25条 クラス生徒会は、クラス全員で構成する。
- 第26条 クラス生徒会には、総務・副総務及び、次の委員を置き、会員の互選により、各委員の責任者を選出する。
- 1 委員の名称
総務、副総務、美化、体育、学習、保健、文化、図書
 - 2 各委員の責任者の任期は、体育・保健・文化・図書は1年間、その他は原則として半年間とし、再任を妨げない。
- 第27条 総務・副総務は、クラス会を司会・進行し、クラスの意見を集約する。また、クラス代議員として代議員会及び生徒総会に集約の結果を報告あるいは議案の提出を行う。なお、副総務はクラス会計の業務も担う。
- 第28条 予算委員会は、代議員・各部活動の正・副部長及び執行委員で構成し、第34条・第35条の会計について検討する。
- 第29条 予算委員会の決議は、総会の承認を得る。
- 第30条 部会は、生徒の自主的な活動により、技量を磨き、心身の発達を図ることを目的とする。
- 第31条 各部の構成及び呼称は、別に定める。
- 第32条 部会には、各部部員の互選により選出した正・副部長を置く。
- 第33条 部会の会員は、自由選択により、部の会員となることができる。
- 第34条 予算は、各部から提出された要求案に基づき、執行委員会で原案を作成し、予算委員会で検討し、生徒総会の承認を得る。
- 第35条 諸経費の支出にあたっては、正・副部長が内容を確認し、部顧問・生徒会会計・生徒会顧問・事務長の承認及び校長の決裁を必要とする。
- 第36条 選挙に関しては、その都度、選挙管理委員会を設置し、選挙にかかわる全ての業務を執行する。
- 第37条 選挙管理委員会の委員は、代議員会において園芸工学・農業経済科、生活情報科、各科より、それぞれ2名を指名し、選出する。
- 第38条 選挙管理委員会は、互選により委員長を選出する。委員長は、委員会の全ての活動を総括する。
- 第39条 選挙管理委員会は、原則として選挙を実施する2週間前にまでに発足する。委員会の委員は、選挙に関する実施計画を立案し、選挙実施の10日前までに、全会員に告示する。
- 第40条 選挙は、原則として9月に実施する。
- 第41条 選挙管理委員会は、選挙の結果を3日以内に公表する。
- 第42条 旧執行委員会は、新執行委員会の成立まで、その任務を遂行する。
- 第43条 本会則の改廃は、本会員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第44条 本会の役員に欠員を生じた時は、ただちに、補充する。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第45条 本会の運営は、本会則及び別に定める諸規程に基づいて行う。

専門委員会の規定

《美化委員会》

- 第1条 本会は、会員の美化に関する諸活動への関心を高揚することを目的とする。
- 第2条 本会は、各クラス会より選出された美化委員と執行委員会の理事とで構成する。

第3条 本会の委員長、副委員長は委員の互選により、各1名を選出する。

第4条 本会は、美化に関する諸活動の企画立案を行い、その運営にあたる。

第5条 本会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて委員長が召集することができる。

《体育委員会》

第1条 本会は、会員の体育の向上をはかることを目的とする。

第2条 本会は、各クラス会より選出された体育委員と執行委員会の理事とで構成する。

第3条 本会の委員長、副委員長は委員の互選により、各1名を選出する。

第4条 本会は、体育大会や競技大会等の管理や会員の体育向上に関する諸活動の企画立案を行い、その運営にあたる。

第5条 本会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて委員長が召集することができる。

《学習委員会》

第1条 本会は、会員の学習に関する意欲向上をはかることを目的とする。

第2条 本会は、各クラス会より選出された学習委員と執行委員の理事とで構成する。

第3条 本会の委員長、副委員長は委員の互選により、各1名を選出する。

第4条 本会は、学習活動に関する諸活動の企画立案を行い、その運営にあたる。

第5条 本会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて委員長が召集することができる。

《保健委員会》

第1条 本会は、会員の保健衛生および健康に関する関心の向上をはかることを目的とする。

第2条 本会は、各クラス会より選出された保健委員と執行委員会の理事とで構成する。

第3条 本会の委員長、副委員長は委員の互選により、各1名を選出する。

第4条 本会は、保健衛生及び健康に関する諸活動の企画立案を行い、その運営にあたる。

第5条 本会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて委員長が召集することができる。

《文化委員会》

第1条 本会は、会員の文化活動に関する興味・関心の向上をはかることを目的とする。

第2条 本会は、各クラス会より選出された文化委員と執行委員会の理事とで構成する。

第3条 本会の委員長、副委員長は委員の互選により、各1名を選出する。

第4条 本会は、文化に関する諸活動の企画立案を行い、その運営にあたる。

第5条 本会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて委員長が召集することができる。

《図書委員会》

第1条 本会は、会員の読書に関する意識および図書館利用への関心を高めるための諸活動を行うことを目的とする。

第2条 本会は、各クラス会より選出された図書委員と執行委員会の理事とで構成する。

第3条 本会の委員長、副委員長は委員の互選により、各1名を選出する。

第4条 本会は、図書館利用に関する諸活動の企画立案を行い、その運営にあたる。

第5条 本会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要に応じて委員長が召集することができる。

部活動規定

I 練習規定

- (1) 部活動の練習は、下校時刻に間に合うように終わることとする。なお、練習は計画表や日誌に基づき、計画的に行うものとする。また、服装が制服や運動にふさわしくない格好であった場合、他の部活動への乱入があった場合については、部活動顧問会から注意をうけ、改善されない場合には1週間部活動停止、さらに続く場合は廃部となることもある。

3年生の参加については、運動系部活動はインターハイ予選、文化系部活動は文化祭（ミニ文化祭）をもって引退とし、それ以降は進路を優先して決定後に顧問、担任の許可があった場合のみ認める。

(2) 下校時刻

部活動をする生徒は下記の時刻までには、校門を出て下校することを原則とする。

3月～4月、9月～11月	・・・	午後6：00
5月～8月	・・・	午後6：30
12月～2月	・・・	午後5：30

(3) 休業日の活動時間

休業日の部活動については8：30から16：30の間で行うものとする（16：45完全下校）。

また、原則として、祝祭日は休みとする。

※ 但し、各種大会、練習試合等については、この限りではない。

(4) 考査前の特別練習

部活動の練習は、定期考査1週間前から中止する。ただし、大会が近い場合（試験最終日から1週間以内）は、顧問が職員会議で了承を得て練習を行うことができる。

この場合、練習時間および下校時刻は下記の通りとする。

- ・通常授業日（月～金） 1時間程度（午後5：30完全下校）
- ・土日 3時間程度（午後2：00完全下校）
- ・考査期間中 2時間程度（午後3：00完全下校）

本規定によりがたい場合は、その都度職員会議にて承認し、決定する。

2 部室

部室は、部活動の練習のためだけに利用するものとする。したがって、部活動の行われる放課後に部室は開け、それ以前は閉じておくものとする。

3 部活動・同好会

(1) 1年間活動のない部活動は、その年度末の部活動顧問会、職員会議にて審議し同好会へ降格、もしくは廃部とする。

「活動のない部活動」とは、

- ① 1年以上、部員数が0名であること。
- ② 定期的に練習がなされず、具体的な活動が行われていない状態であると判断される場合。

(例) 部活動から降格への流れ

1年目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	↑部員3名				↑部員0(引退)							
2年目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	↑予算(活動費 部活動)				↑部員0(1年経過)				↑年度末の部顧問会にて同好会への降格			
3年目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	↑予算(活動費 同好会)								↑年度末の部顧問会にて廃部			

(2) 同好会は、次の条件が整った場合に結成することができる。

- ① 顧問が2名いること。
- ② 活動場所が確保できること。
- ③ 同好会として活動を継続する見通しがあること。
- ④ 同好会の活動が、学校教育にふさわしいものであること。

(3) 同好会は、1年以上継続して活動した場合、職員会議の了承を得て、生徒総会の承認により、部活動に昇格することができる。

(例) 1年生の9月で同好会を結成

1年生	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					↑9月同好会結成(臨時生徒総会)							
2年生	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	↑予算(活動費 同好会)				↑1年経過				↑年度末の部顧問会で部への昇格要望 ・翌年、部へ昇格した際の予算申請			
3年生	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	↑部活動への承認後に使える予算を組んでもらう				↑生徒総会にて承認により部活動へ昇格 職員会議の了承を得る							

(4) 1年間継続して活動がなされなかった場合、その年度末の部活動顧問会、職員会議にて審議し、抹消する。

- 4 兼部（基本的には、1つの部活動への入部を原則とする）
- (1) 兼部は2つの部活動・同好会までとする。（運動部と運動部は認めない）
 - (2) 兼部をする生徒が所属する双方の部顧問が、兼部に対して了承していること。
 - (3) 活動日については、双方の部顧問で十分に打ち合わせをし、部活動に係る活動方針に則り、適切な休養日を設定すること。
 - (4) 生徒会費からの大会出場旅費の補助は、両方の部の出場回数の合計が、規定の回数を超えないこと。（県大会3回、地区大会2回の年間計5大会まで）
- 5 本規定によりがたい場合は、その都度、部活動顧問会にて審議し、職員会議にて承認し、決定する。

この規定は平成2年12月1日より改定施行する

この規定は平成26年4月1日より改定施行する。

この規定は令和2年4月1日より改定施行する。

この規定は令和5年4月1日より改定施行する。

対外競技参加規定

1 趣 旨

本校生徒会に所属し、継続した活動を行っている部活動は、県内・県外を問わず各種大会に参加することを認め、学校代表という観点から、下記のように出場を認める。

2 出場資格

- (1) 本校生徒会の部活動に属し、継続して熱心に練習に参加していることを原則とする。
 - (2) 健康上、問題のない生徒であること。
 - (3) 原則として、次に該当する生徒の参加は認めない。
 - ① 出席等の状況が著しく悪い生徒。
 - ② 校則に著しく抵触する生徒。
 - ③ 成績が著しく悪い生徒。（3科目以上の欠点をとった生徒は、その学期末考査後の最初の大会には出場できない。）
- ※ ただし、高校総体については、この規定は適用しない。
- (4) 各部は、申込締切日の1週間前までに大会出場届を生徒派遣委員会に提出しなければならない。違反した場合、大会に出場できないこともある。
 - (5) その他、特別なことは職員会議で決定する。

3 生徒指導上の問題（特別指導以上）が生じた場合について

- (1) 当該生徒は、特別指導解除後の最初の対外試合に出場することはできない。（対外試合とは：高文連・高体連、各連盟主催の大会を指す。以下同じ。）
- (2) ただし、(1)について部活動にともなう集団での問題行動の場合は、別途審議する。

4 出場回数及び人数

- (1) 出場は、原則として県大会3回・地区大会2回（年間計5大会まで）とし、うち県大会2回は県高校総体と新人戦とする。その他の大会参加については生徒派遣委員会で審議し、職員会議で決定する。
 - (2) 出場できる生徒は、その大会等で定められたエントリー数以内を原則とする。但し、増員については部顧問の申請により、生徒派遣委員会で審議し、職員会議にて決定する。
 - (3) 大会等への引率者については、1名を原則とする。但し、監督、部長を必要とする競技及び、その他特別な場合においては、2名まで認めることができる。監督、部長等には、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含むものとする。
- ※ 引率者を2名とする条件
- ① 大会要項などで示されている場合
 - ② 接触が多く、危険性を伴う競技（サッカー、バスケットボールなど）
 - ③ エントリー数が10名以上の場合
 - ④ 会場が複数会場に分かれている場合
 - ⑤ ①～④以外の事情により、必要性が生じた場合は、その都度管理職と協議する。

5 出場日数

- (1) 県内（離島を除く）で開催される大会等への参加については、日帰りを原則とする。但し、やむを得ず交通不便等により大会当日に、出場しがたいと想定される場合は、その都度、事前に生徒派遣委員会にて審議し、職員会議にて決定する。
- (2) 県内の離島及び県外で開催される大会等への参加は、原則として試合前日着、試合終了日乗車（船）とする。

6 手続き

- (1) 出場する生徒から、原則として保護者承諾書をとる。
- (2) 生徒派遣委員会で審議した後、職員朝礼で報告をする。*大会要項添付
- (3) 生徒派遣の対象とならない教育外大会については、部活動練習計画に記載し、保護者承諾書をとる。

※ 生徒派遣委員会の委員構成

生徒会係	1名	・	生徒指導	1名	・	各学年	1名	・	関係部顧問
------	----	---	------	----	---	-----	----	---	-------

- 8 本規定によりがたい場合は、その都度、部活動顧問会にて審議し、職員会議にて承認し、決定する。

この規定は、平成15年4月1日から改訂施行する。

この規定は、平成26年4月1日に改正し施行する。

この規定は令和5年4月1日より改定施行する。